

## 重点分野 6 高齢者の権利擁護

高齢者が尊厳をもって生活できるよう、身近な相談体制の充実や高齢者虐待の防止に取り組みます。

### 取り巻く状況

- 高齢者が、家族から暴力を受けたり、無視されたり、信じていた人に騙されてお金を取られたり、必要な介護サービスを利用させないなど、「人としての尊厳を傷つける行為」を受けることを「高齢者虐待」といいます。
- 2022（令和4）年の全国における介護施設職員等による虐待は、相談・通報件数が2,795件、虐待として判断された件数が856件といずれも過去最多となりました。また、家族等による虐待は相談・通報件数が38,291件で過去最多となり、虐待として判断された件数も16,669件と高止まりしています。
- 虐待は決してあってはならないことですが、依然として多くの虐待事例が発生しており、介護サービス事業所の職員の虐待に関する理解の促進や市町における困難事例対応力の強化などの取組を推進することが必要です。
- 今後、85歳以上人口の増加に伴い認知機能が低下した高齢者が増加することが見込まれており、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まっています。
- 成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害により財産管理（不動産や預貯金の管理など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約など）等の法律行為を一人で行うことが難しい人を支える制度です。
- 国は、2017（平成29）年に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、計画的に体制の整備を進めています。
- 県においても成年後見制度利用促進基本計画に基づき、県内各市町において市町計画の策定や地域の権利擁護支援の中心となる機関の設置が徐々に進んでいますが、県内どの地域においても成年後見制度等の利用ができるよう体制整備を進める必要があります。

## (1) 高齢者虐待の防止

### 目指す姿

- 虐待の発生が未然に防がれるとともに、虐待が発生した場合も適切な支援を受けることで、地域で安心して生活することができる。

本計画における目標	基準値	目標値
介護現場での権利擁護の取組を推進・指導する人材の養成研修を受講した施設等の割合	71.0% (R3)	100% (R8)

### ① 高齢者相談事業の充実

#### 現状と課題

- 安心して生活ができるよう高齢者やその家族が抱える様々な心配ごと・悩みごとの相談や、保健・福祉・医療・介護などのサービスを適切に利用するための相談など、住民に身近な相談体制の充実が重要です。

#### 今後の取組

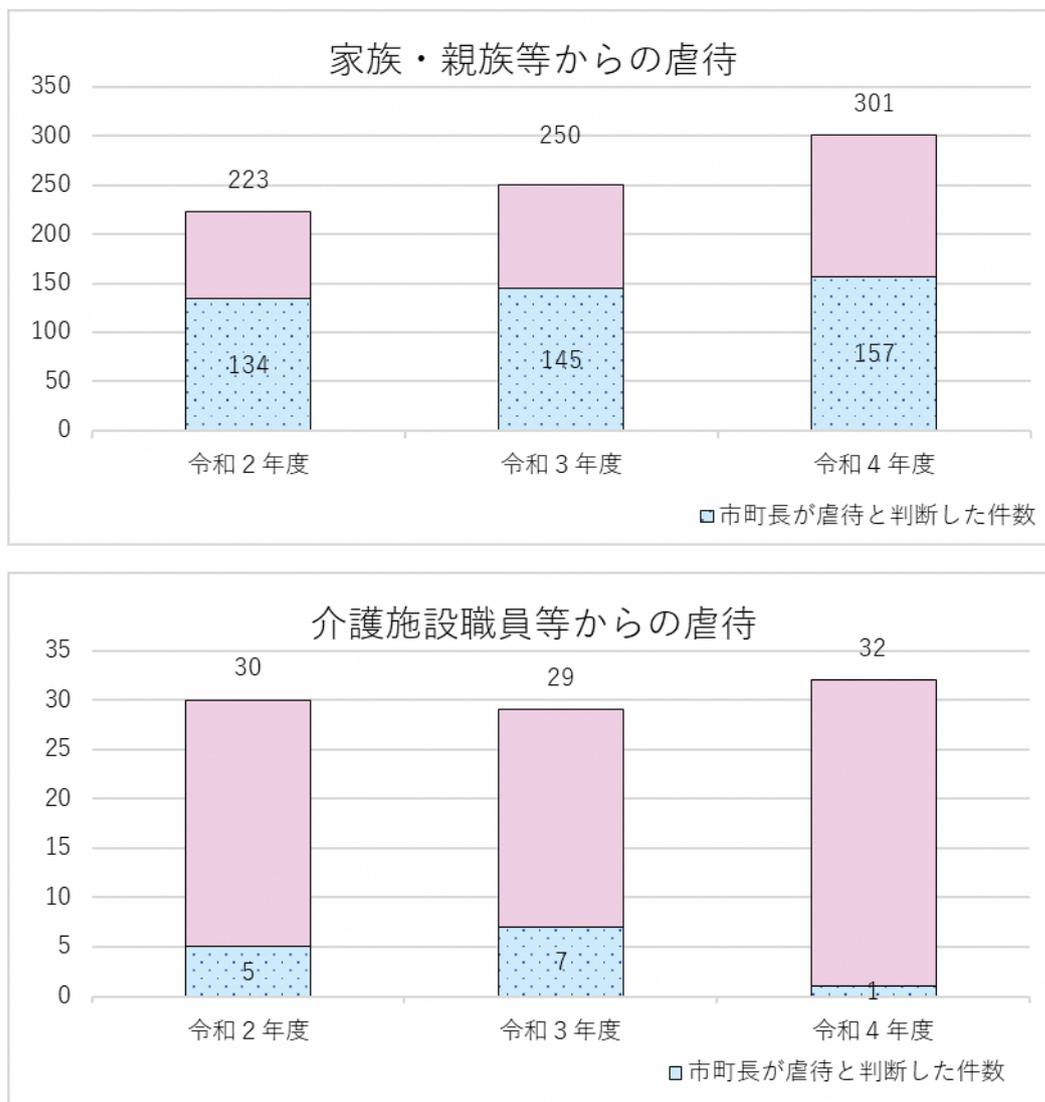
- 高齢者に関する身近な総合相談窓口である市町や地域包括支援センターの相談機能を強化するため、認知症や権利擁護などに関する研修等を実施します。

### ② 高齢者虐待の防止

#### 現状と課題

- 高齢者を在宅で介護する家族（家族介護者）の負担は大きく、問題を抱え込んでしまうことが少なくありません。「介護疲れ・介護ストレス」が原因となり、虐待など深刻な事態につながる可能性も指摘されています。
- 介護施設職員等による虐待の発生要因として、利用者の状態に対するアセスメント不足や認知症に対する理解不足などの介護技術の不足が最も多く、次いで業務多忙によるストレスとなっています。
- 県内市町における取組については、2022（令和4）年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査によると、「介護施設従事者による虐待に関する利用者や家族等への周知・啓発」などに取り組んでいる市町が特に少なくなっています。また、介護疲れや経済的困窮などの複数の問題を抱える家族介護者への支援に苦慮しています。

図 県内の高齢者虐待に関する件数



出典：厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等調査」

## 今後の取組

- 「長崎県高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議」を開催し、介護・福祉・法律の専門家等を交えて高齢者虐待の現状や課題を分析・共有することにより、虐待防止に向けた対策の検討等を行います。
- 介護サービス事業所の職員等を対象として、法の趣旨や利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法に関する研修を実施するなど、適切なケアができる人材を育成します。
- 市町において複雑な問題を抱える家族介護者への支援に苦慮していることから、本人や家族への支援について、弁護士会や社会福祉士会などの専門職団体と連携し働きかけを行い、研修等を通じた市町職員の対応力向上に努めます。
- ホームページなどを活用し、県民に対し、高齢者虐待に関する相談窓口を周知します。

## (2) 成年後見制度の利用促進

### 目指す姿

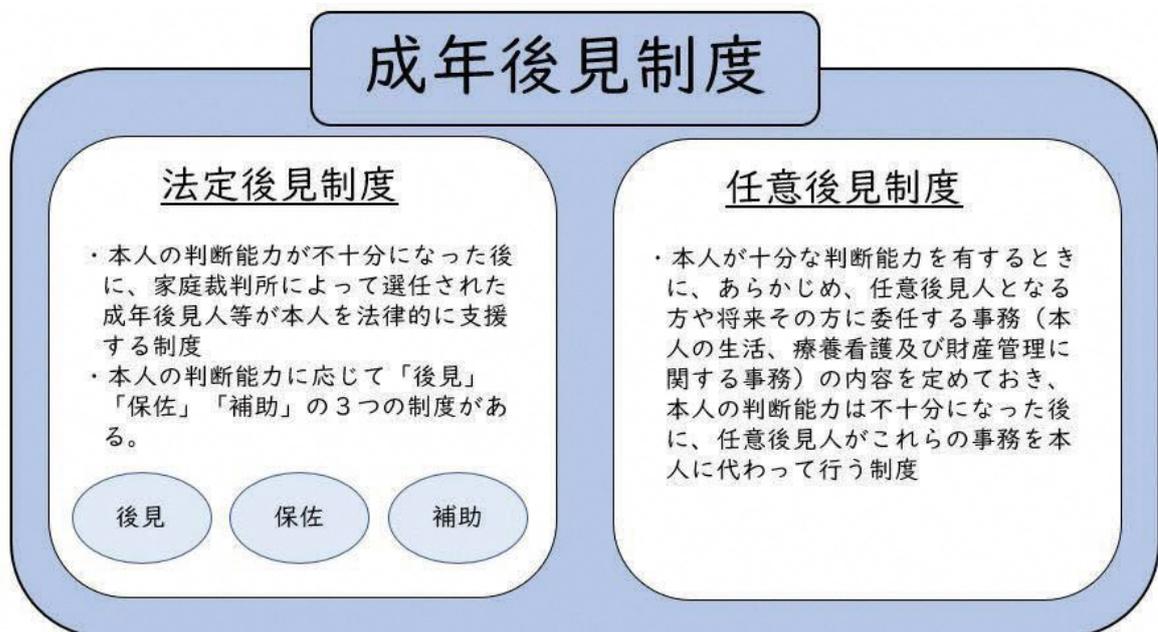
- 認知症等により判断能力が低下している人が、必要な支援を受けることで継続して地域での生活を送ることができる。

本計画における目標	基準値	目標値
市民後見人養成研修を実施している市町	7 市町 (R4)	21 市町 (R8)

### ① 成年後見制度の利用促進

#### 現状と課題

- 成年後見制度には、大きく「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。法定後見制度は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組みであり、任意後見制度は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みです。



出典：法務省「成年後見制度・成年後見登記制度」から県長寿社会課にて作成

- 成年後見制度の利用促進とは、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものです。

- 認知症等により判断能力が不十分な高齢者等は、権利擁護に係る支援を必要とする場面が増えてきます。県内どの地域においても支援を受けることができるよう、体制整備を進める必要があります。
- 成年後見制度の利用者の増加が見込まれる中、専門職後見人を担う弁護士や司法書士、社会福祉士は都市部に集中しており、成年後見人等候補者名簿登録者数も横ばいであることから、市民後見人養成等の担い手の確保及び活動を支援する体制を整備する必要があります。
- 成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町において低所得の高齢者や障害者に対して申立費用や後見人への報酬を助成する「成年後見制度利用支援事業」が実施されていますが、助成の対象などに違いがあります。

図 成年後見制度の利用者数（全国） (人)

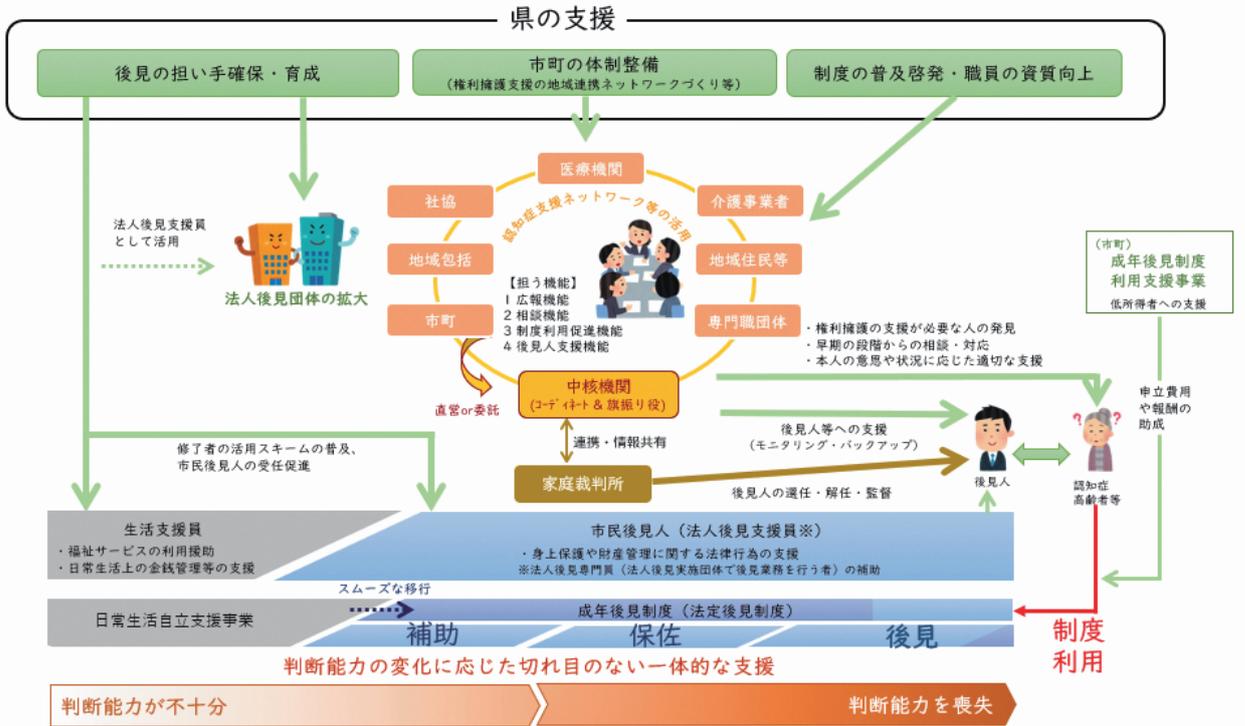
	令和2年12月末	令和3年12月末	令和4年12月末
補助	12,383	13,826	14,898
保佐	42,569	46,200	49,134
後見	174,680	177,244	178,316
任意後見	2,655	2,663	2,739
総数	232,287	239,933	245,087

出典：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月から12月まで）」

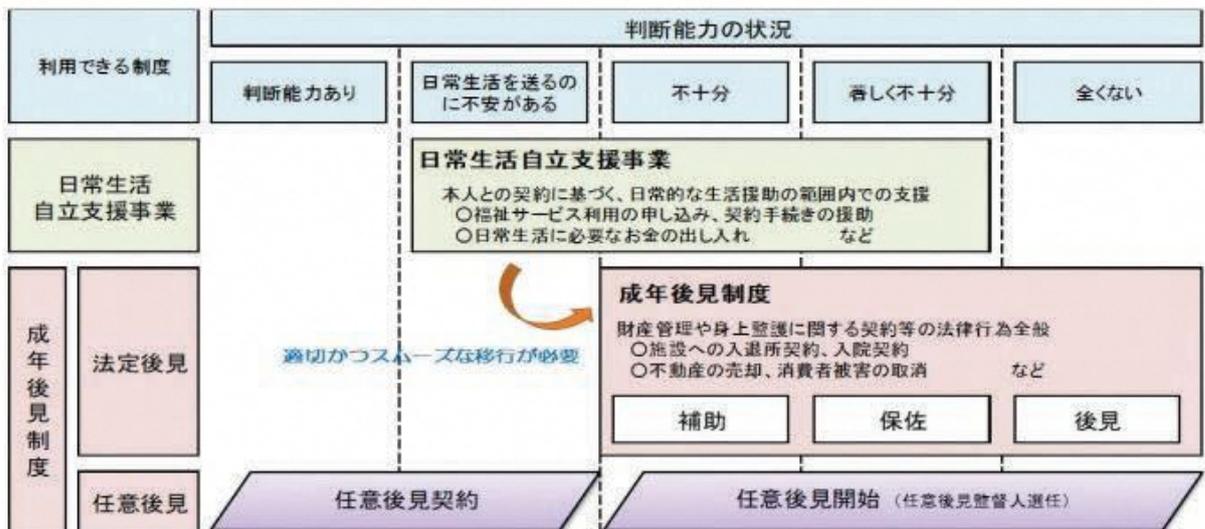
## 今後の取組

- 権利擁護支援に関する地域のネットワークの中核となる「中核機関」を全市町に設置できるよう支援するほか、市民後見人養成や県民への周知・啓発などの取組を一体的に推進します。
- 申立費用や報酬の助成について、本人や親族による申立の場合でも助成が受けられるなど適切な実施ができるよう市町に対して継続した働きかけを行います。
- 地域における成年後見の担い手確保のため、市町において市民後見人養成研修を実施するための支援を行います。また、県・市町及び関係機関において、市民後見人が実際に活動していくための支援を検討し、活動できる体制を整備します。
- 法人後見を行っている法人が適切に後見事務を実施できるよう研修を継続します。また、社会福祉法人やNPO法人などの新たな担い手への拡大を含めた法人後見の担い手の育成について、弁護士会や司法書士会などの各関係団体と検討を進めます。
- 利用者を中心とした支援を実現できるよう、行政職員や地域包括支援センター職員等に対して、意思決定支援に係る研修を実施します。

## 長崎県 成年後見制度の利用促進に関する取組



## 日常生活自立支援事業と成年後見制度



### ② 日常生活自立支援事業の推進

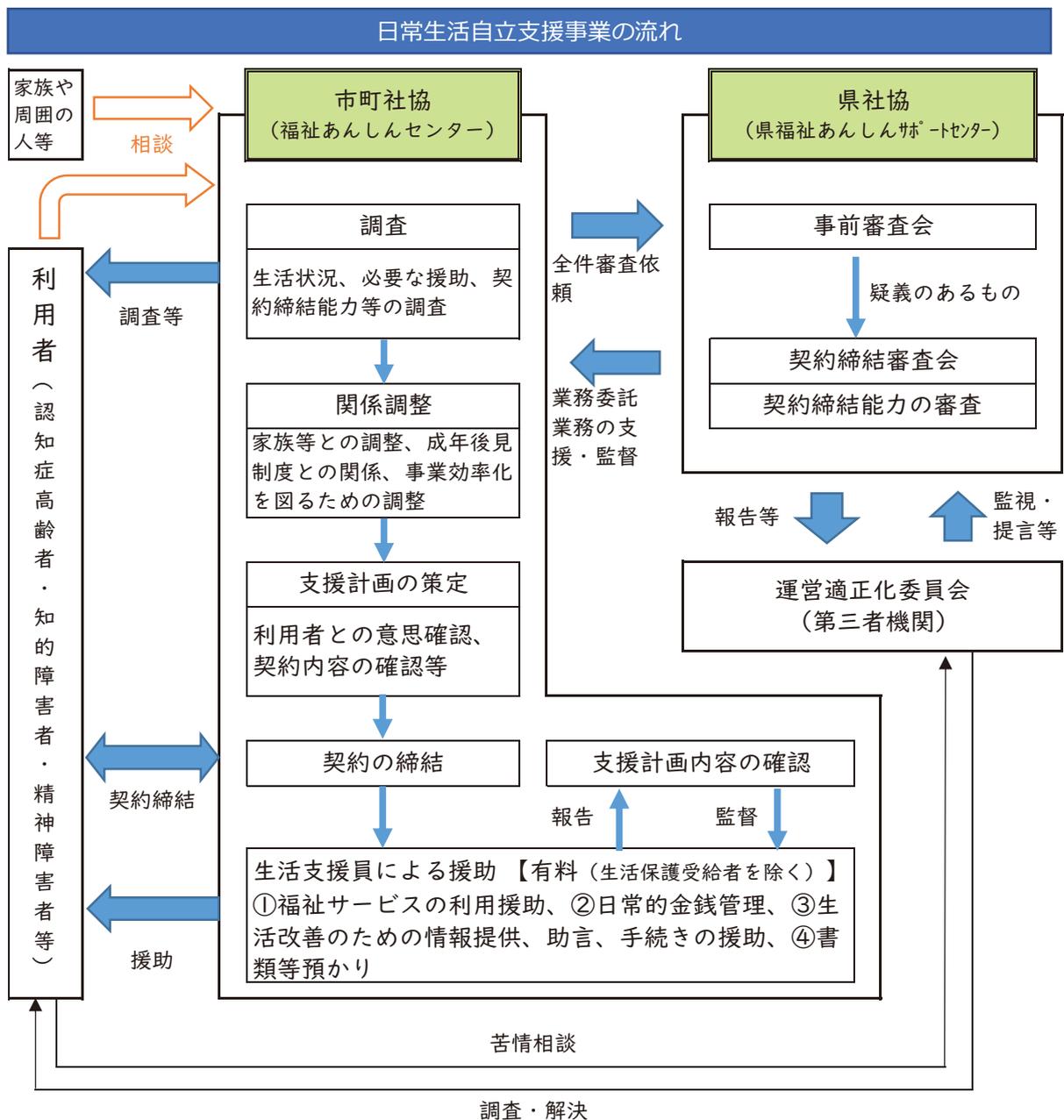
#### 現状と課題

- 日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方を対象に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行うもので、長崎県福祉あんしんサポートセンターで実施しています。

- 認知症高齢者や高齢単身世帯などが増加する中、今後も日常生活自立支援事業の利用者や相談等の増加が見込まれるため、事業運営体制の確保と、どの地域であっても制度の利用や相談が実施できる体制の継続が必要となっています。

### 今後の取組

- 長崎県福祉あんしんサポートセンターが行う福祉サービスの利用援助等の日常生活自立支援事業について、地域において必要な方が利用することができるよう引き続き取組を推進します。
- 今後の高齢者等の増加に伴う利用者及び相談等の増加に対応するため、継続した事業が実施できる体制を確保します。



## <コラム> 市民後見人 ～地域で寄り添い、ともに歩む～

### <市民後見人とは>

- 市町・NPO等が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する必要な知識を得た市民の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選ばれた方です。

### <どんな活動？>

- 親族等が成年後見人等として行う後見活動と同様に、ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、福祉サービス等を利用する際の契約や、財産の管理などを行います。
- ご本人と同じ地域に住む方が、市民の目線で、ご本人の権利を守り、地域に密着した活動を行うことが期待されています。

### <市民後見人養成研修>

- 長崎県社会福祉協議会では、県内市町において住民の方を対象に養成研修（基礎編：3日、実践編3日）を実施しています。修了者は、市町村社会福祉協議会が行う法人後見事業の支援員活動などにおいて活躍しています。



### NPO 法人 市民後見人の会・ながさき

平成18年に活動をスタートさせた『市民後見人の会・ながさき』は、養成研修を終了した方が中心となり結成し、長崎市を中心に活動しています。市民後見人として認知症や障害のある方を身近な地域で後見活動を行いながら、養成研修での講師や市民後見人の活動に関する普及啓発などの活動をしています。

#### 【市民後見人として活動して…】

- 大きな不安の中での受任でしたが、日々の被後見人さんとの会話や笑顔を見ることでお互いに信頼が深まってきました。『その人らしい』生活が送れるように、被後見人さんの意向や思いを把握し、これからの人生に寄り添い、最期までともに歩いていこうと活動しています。